

令和5年10月5日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(10時00分開会)

◎明神委員長 本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。なお、委員長報告の取りまとめについては、11日水曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

お諮りいたします。日程についてはお手元にお配りしてある日程案によりたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 異議なしと認めます。

それでは、議案及び報告事項を一括議題とし、部局ごとに説明を受けることにいたします。なお、本日は、この委員会室において、12時30分から決算特別委員会の組織委員会が開催されますので、11時45分頃をめぐり早めに休憩に入らせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

《総務部》

◎明神委員長 それでは、初めに総務部についてであります。

議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎徳重総務部長 それではまず、今回の補正予算の概要につきまして御説明をさせていただきます。お手元の、表紙に総務委員会資料（議案補足説明資料）と記載された資料の、総務部という青いインデックスのついた資料の1ページ、令和5年度9月補正予算（案）編成の概要を御覧ください。

今回の補正予算案は、経済の活性化や教育環境の充実を図るため、速やかに対応すべき事業のほか、国費の内示状況を踏まえました公共事業などにつきまして、予算計上をさせていただきます。

まず下の歳出の表のうち、補正額（B）の欄の一番下の行でございますが、総額で31億3,796万4,000円の増額補正となっております。歳出の内訳といたしましては、（1）の経常的経費が5億3,900万円余りとなっております。このうち、その他が5億3,800万円余りでございますが、こちらは台湾からのチャーター便継続に向けた支援や、新たな観光キャンペーンの展開に要する経費などがございます。また、（2）の投資的経費が25億9,800万円余りとなっております。これは、国費の内示状況を踏まえ、公共施設のインフラ整備に係る事業費や、酒米精米事業への補助金などがございます。

これらの歳出を賄う上の表、歳入の補正につきましては、中段の（2）の特定財源が25

億800万円余りとなっております。内訳といたしまして、国庫支出金は、公共事業内示増分の国費、また地方創生臨時交付金など12億3,800万円余り。県債が10億7,900万円余り。その他は1億8,900万円余りとなっております。

上の段の（１）の一般財源につきましては、6億2,900万円余りとなっております。内訳といたしましては、その他が6億2,900万円余りとなっており、前年度からの繰越金を活用するものでございます。

以上が、9月補正予算（案）全体の概要でございます。

次に、総務部関連の議案でございます。お手元にお配りした資料①議案（補正予算）の表紙をおめくりいただきまして、目録を御覧ください。

総務部からは、第1号議案令和5年度高知県一般会計補正予算の所管分としまして、財政課から提出をさせていただいております。詳細につきましては、後ほど財政課長から説明をさせていただきます。

次に、条例その他議案でございます。お手元にお配りした、資料③議案（条例その他）の表紙をおめくりいただきまして、目録を御覧いただければと思います。

③でございますが、総務部からは、第5号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案を提出させていただいております。議案の詳細につきましては、後ほど行政管理課長から説明をさせていただきます。

次に、報告事項でございます。お手元の、表紙に総務委員会資料（報告事項）と記載された資料のうち、総務部という青いインデックスがついた資料を御覧ください。報告事項でございます。

今回御報告いたしますのは、赤のインデックス、行政管理課から、令和4年度内部統制の評価について、財政課から、今後の財政収支の見通しと令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について、市町村振興課から、令和4年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等の状況についての、合計4件でございます。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、主な審議会等の状況について御説明をさせていただきます。資料は、先ほど御覧いただきました議案補足説明資料のうち、審議会等と赤いインデックスの貼ってある資料を御覧ください。表題に、主な審議会等の状況（総務部 6月30日から10月4日）と記載された資料でございます。

まず、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては、7月18日、8月23日及び9月20日に開催いたしまして、諮問案件3件について審議し、答申が決定されております。

次に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては、7月20日、8月22日及び9月22日に開催いたしまして、諮問案件6件について審議をし、答申が決定されてお

ります。

次に、高知県公文書管理委員会でございます。今期につきましては、7月11日、8月8日に開催いたしまして、保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄等、諮問案件4件について審議し、答申が決定されております。

最後に、高知県公務災害補償等認定委員会でございます。今期につきましては、7月27日に開催いたしまして、専決事案5件について報告したほか、諮問案件6件について審議をし、答申が決定されております。

なお、審議会の開催状況につきましては、担当課長からの説明は省略をさせていただきます。

私からは以上でございます。

《総務部》

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、第5号議案について、行政管理課の説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 第5号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案につきまして、御説明をさせていただきます。資料④議案説明書（条例その他）の1ページをお開きください。

一番上の箇所でございますが、今回の改正は、地方自治法の一部改正によりまして、本条例において引用しております地方自治法の規定に条ずれが生じますことから、引用規定の整理をしようとするものでございます。なお、この改正によりまして制度や内容に関する変更はございません。施行期日につきましては、改正法の施行期日と同じく、令和6年4月1日としたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

〈財政課〉

◎明神委員長 次に、第1号議案について財政課の説明を求めます。

◎中島財政課長 一般会計補正予算について御説明させていただきます。資料②議案説明書（条例その他）の3ページを御覧いただければと思います。

今回歳入予算についてのみですけれども、今回の補正予算を組むに当たりまして必要となる一般財源として、繰越金5.8億円余りを歳入として増額補正をさせていただくものでございます。

説明は以上になります。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

財政課を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、総務部から4件の報告を行いたい旨の申出がっておりますのでこれを受けることにします。

まず、令和4年度内部統制の評価について、行政管理課の説明を求めます。

◎寺村行政管理課長 令和4年度内部統制の評価について、御報告を申し上げます。お手元の総務委員会資料（報告事項）の赤色のインデックス、行政管理課の1ページをお開きください。内部統制に関します令和4年度の評価結果を今議会に提出させていただいておりますので、その内容を御報告させていただきます。お手元の資料には、次ページ以降に、令和4年度の内部統制評価報告書、監査委員からの審査意見を付しておりますが、1ページ目の資料に内容をまとめておりますので、こちらで御説明をさせていただきます。

まず、左上1の概要でございます。内部統制は、平成29年の地方自治法の一部改正に伴い、令和2年度から導入が義務づけられた制度でございます。本県では、令和2年3月に基本方針を策定し、法で定められております（1）財務に関する事務に加えまして、（2）個人情報保護に関する事務、（3）コンプライアンスに関する事務に関しまして、令和2年4月から運用を開始しております。本制度では、毎年度運用状況等々を評価した評価報告書を作成し、監査委員の意見を付して議会に提出する流れとなっております。

次に、資料右上に、内部統制の取組につきましては、各所属におきまして過去の監査の指摘事項なども参考に、事前に事務執行上のリスクを把握し、対応策を整理しまして日常業務の中に組み込んで運用をしております。そして9月の30日、3月31日を基準日として、各所属が自己評価により事務を点検し、その結果確認された不備等については、改めて対応策を整備するなどの見直しを行い、下の取組イメージにありますように、PDCAサイクルを回しながら取組を行っているところでございます。

次に、令和4年度の評価結果につきまして、下段の左側、枠線で囲んだ箇所を御覧ください。左側の表は、評価結果を取りまとめましたもので、（1）財務、（2）個人情報保護ともに重大な不備はございませんでしたが、不備につきましては、財務では340件、個人情報保護では16件という結果でございました。左の表の下、（3）コンプライアンスにつきましては不備はございませんでした。表の右側、県全体としましても、重大な不備は発生していないと評価をしております。

これらの評価結果を基に、その右側ですが、評価報告書を作成しております。評価結果

としましては、（１）財務に関する事務、（２）個人情報保護に関する事務、（３）コンプライアンスに関する事務につきまして、重大な不備がございませんでしたので、内部統制は有効に運用されていると評価をしております。

この評価報告書は、８月に監査委員へ提出いたしまして審査を行っていただき、右側の監査意見のとおり、評価手続及び評価結果に係る報告書の記載は相当であるとの意見が付されております。その上で、この監査委員の意見を付した評価報告書を今議会に提出をさせていただいたものであります。

資料の一番下でございますが、今回の評価を踏まえまして、このような不備の再発を防ぎ、内部統制を有効に機能させるため、不備等の情報の共有や法令等にのっとりた会計事務、個人情報取扱事務を行いますよう、研修や検査、監査の機会を通じて一層の注意喚起を図りながら、適正に事務が執行できますよう不断に努力を重ねてまいります。

報告は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 内部統制の評価の在り方についてお聞きをします。まず、第１段階として、自己評価を行うということになっているんですけども、通常、自己評価で瑕疵が見つかるかというのは一般的に疑問視されてますので、現在どのような自己評価の実態、運用になっているのか、もうちょっと詳しく説明いただけますか。

◎寺村行政管理課長 この内部統制におきましては、各課がチェックリストというものを設けて、評価にリスクのシートもつけておりまして、そのリスクシートに基づきまして、そういった事例がなかったかどうかというのを必ずチェックをするようにしております。また、例えば財務に関しましては会計管理課とか、個人情報に関しましては法務文書課とか、所管課というのがございます。そこでも、各課の自己評価に基づきまして、こういったチェックが正しいかどうかというのを確認いたしまして、最終評価を取りまとめているところでございます。

◎はた委員 例えばでお聞きしますけれども、このリスクシートに何を書くか、ルールにするかによって、自己評価というのが大きく変わってくると思うんです。例えば説明すると、旅費を精算するとき、ＪＲは領収書が要らないということになっているかと思うんですけども、そういう領収書が要らないような県費の支出をする場合のリスク管理というのは、現在はどうなっていますか。このリスクシートにそういう記載がされているのかどうか。

◎寺村行政管理課長 ＪＲの旅費に関しては、今確認をしておりますが、ただ各課が個別に、勝手に評価シートをつくるというのではなくて、まず県全体で起こり得るリスクを一覧にしまして、各課共通でやっておりますもので。おっしゃるように、例えば恣意的にとか、もしくは各課で抜かりがないようには、しっかりとリストは整備するようにはしてお

ります。

◎**はた委員** 例えば旅費ということでは、JRの旅費については領収書が要らないという問題についてのリスク管理を、県全体としてはどういうふうを考えているのでしょうか。このまま領収書が要らない支出を認めていくのかどうかということに関わっていくので、お答えいただきたいです。

◎**寺村行政管理課長** 基本的に県の旅費に関しましては、旅費事務センターを通じて手配をしておりますので、個人で手配することはないと思います。ただ、2週間前とか、例えば期間が短いときには、自己手配という形になりますので、その際には旅行命令の精算書のほうに領収書など貼るなどして確認をしているところだと思っております。

◎**はた委員** このシート、評価の方向性として、旅費についてはそれでいいということでしょうか。

◎**寺村行政管理課長** 委員の御懸念のところは、恐らく旅費の際にJRの場合、例えば領収書がない場合に、個人的に手配したときに、まずないと思いますけども、個人が誤ったことをするのではないかということなんですけども、そういった面でまずは旅費事務センターを通じて手配をすることによって、その特定個人が介在しませんし、またもし個人が支払った場合には、領収書で確認しておりますので、そういったリスクは起きないのではないかと考えております。

◎**明神委員長** 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

〈財政課〉

◎**明神委員長** 次に、今後の財政収支の見通しについて及び令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について、財政課の説明を求めます。

◎**中島財政課長** 今後の財政収支の見通しと、健全化判断比率等について報告申し上げます。先ほどと同じお手元の報告事項の冊子、財政課の赤いインデックスがついております1ページをお開きいただければと思います。

まず、今後の財政収支見通しについてです。こちらは毎年作成しまして、毎年この9月議会で報告をさせていただいているものでございまして、本年度も、令和11年度までの見通しを作成させていただいているものでございます。

ポイントとしましては、下段に3つ記載させていただいております。それぞれ御説明させていただきますが、まず左上のグラフにありますように、財政調整的基金についてでございますけれども、これが1つ目です。今後想定される大規模事業等を踏まえまして、事業の効率化ですとか平準化を図る取組を行っていくことで、このグラフのように残高が一定確保されまして、安定的な財政運営には一定の見通しを立てることができているという状況でございます。

次に、ポイント2つ目でございます。県債残高については右上のグラフのとおり動きになっておるところでございます。今、足元で言いますと国の3か年緊急対策ですとか、5か年加速化対策の活用により残高が増加しているところがございますけれども、こういった地方交付税措置率の高い加速化分を除いたグラフが下のほうのグラフでございます。横ばいですし、中長期的に見ましては近年の水準を維持できる見込みと考えておるところでございます。

最後に3つ目でございます。上の1、2のとおり見通しを立てられているところがございますけれども、本県の場合、財政運営が地方交付税制度など国の動向に大きく左右されるという構造にあります。このため、不断の努力としまして、国に対して積極的な政策提言を実施するとともに、事務事業のスクラップアンドビルドですとかデジタル化の推進で、絶えず施策の有効性、効率性を高めていく努力は続けていきたいと思っております。

2ページ目から6ページ目は試算の前提ですとか、詳細なものをつけさせていただいておりますので、後ほど御参照いただければと思います。説明は省略させていただきます。

続きまして、7ページ目を御覧いただければと思います。このページからが、国の基準に基づく健全化判断比率になります。こちらについて報告させていただきます。

まず上の表にあるとおり、令和4年度の決算に基づきまして、国のルールに従って健全化判断比率を算定した結果、いずれの指標につきましても早期健全化基準を下回る数となっております。現状は問題ないという結果となっております。

それぞれの指標を説明させていただきますけれども、まずこの表の直下にあります①実質赤字比率でございますけれども、こちらは一般会計等を対象としまして、いわゆる実質赤字が標準財政規模に対してどの程度の比率になっているかというものでございます。この表の(4)に実質収支額とありますけれども、令和4年度は36億円の黒字となっておりますので実質赤字がなく、該当がないということとなっております。

その下の②です。連結実質赤字比率は先ほどの数値に公営企業の会計も含めた数値を見たものでございますけれども、こちらにつきましても連結実質赤字額がないという状況となっておりますので、該当なしということとなっております。

続きまして、その下の③の実質公債費比率でございます。こちらは一般会計等が負担する元利償還金や準元利償還金が標準財政規模に対してどの程度の比率かといったような指標でございます。これは3か年平均の数字を使っているところがございますけれども、令和4年度につきましては11.1%ということで、令和元年から令和3年の3か年平均になる去年の数値と比べると0.5%高くなっているところがございますが、いずれにしても問題ない水準となっております。

1ページめくっていただきまして、8ページを御覧いただければと思います。④の将来負担比率になります。こちらは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模

に対する比率でございますけれども、表の下にありますとおり176.4%となっております。昨年度と比べると若干増えているところでございますけれども、こちらについても問題ない水準になっているところでございます。

最後に資金不足比率でございます。こちらは公営企業に関する指標でございますけれども、こちらにつきましても資金不足を生じた公営企業はないということで、現状問題ない状況になっております。

財政課からの報告は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 今の説明は了とするところですが、私が質問した分で、公営企業会計の中で工業用水道において今後課題となる耐震化について、今の説明では、特に今実質的な問題はないんですけど、これからの課題にはなってくるんで、料金の改定等についても答弁もあったところですが、財政課としてそのあたりの今後の見通しをどのように考えられるか、お聞きしたいと思います。

◎中島財政課長 いわゆる鏡川工水の件かと思えます。今この足元に問題ないというのは、現状を捉えて問題ないということですが、確かに管路の老朽化が進んでいるという状況は把握しておりますので、その辺の利用料金等をどれだけ取るか。なかなか値上げをするという調整も大変なところがありますし、その中でどれだけ管路更新をするかというのは、こういった指標と見比べながら、どの範囲で更新をしていくかというのを検討していくということだと思っております。そこはこちらとして注視していきたいと思っております。

◎はた委員 財政の見通しについてお聞きします。資料の1ページで、右の表ですが、説明いただきました①と②ということで、①のほうが、加速化対策を行ったとしても令和7年度に起債が減っていくということです。②のほうが、加速化をしなかった場合ということで書かれているんですが、加速化対策をしなかった場合はもっと起債が減るんじゃないかと思うんですけども、横ばいというところがなぜなのかなと。加速化対策については、防災対策、減災、国土強靱化とか、そういったかなりハードな事業に使われるので、多額の借金が要るから、一旦起債が上がって、終われば減ってくるという①の説明は分かるんですけども、そういう大規模なハード事業をしない場合に、その起債が横ばいというのがなぜなのかというところをお願いします。

◎中島財政課長 全体の考え方としまして、加速化対策というのは、あくまで加速化ということで、国が、例えば防災関係とかで緊急に加速化して、上乘せで進めないといけないという考え方で、手厚く国費の補助率を上げている部分になってきます。それ以外で見ましても、例えばいろんな施設の老朽化が進んでいるとか、道路の整備をしないといけないといった課題がベースとしてありますので、そういったところをしっかりとやっていくこと

を考えたときに、平準化などを意識した場合でも、どうしても最低限の整備をしていくとベースの部分は横ばいになるといったところでございます。その上で、この①の部分ですけれども、それが下段にあった上で、国が今手厚い措置をしているこの期間だけは、さらにそれに上乘せをする形で緊急対策をやっているといった考え方でございます。

◎はた委員 見通しなのであれですが、実態として8の字ルートだったり、港湾工事だったり、この間の加速化で重点的にやってきた大きな事業が終わりを迎えていますよね。そうやってきて財政の見通しも起債が減ってくるとしたら、新たな投資をしていくということになっていくかと思うんですけれども、財政のほうとしては、懐具合というか、新たな投資という幅は増えると考えているのかどうか。スクラップアンドビルドというのが前置きで必ずありますけど、この指標からすると、明らかに令和7年度以降は投資ができる環境になると私は理解したんですが、それでよろしいでしょうか。

◎中島財政課長 県債残高に関しましては、増やさないというのが基本的なスタンスだとは考えております。そうした中でこの②を見ましても、現状想定している事業を見ていたとしても、ある意味では横ばいというような状況でございます。そういった意味では、目の前に必要な事業をしていくだけでもこんな状況でございますので、令和7年度以降さらなる投資がどんどんできる状況にあるかということ、そこはしっかりこの県債残高や、事業の効率化・平準化の状況を見ながらやっていかないといけない状況にあるとは考えております。そういった意味では、新規事業をどんどん積極的に打てるという状況ではないと思います。そうした中で、国が有利なメニューをどこまで示して、それを踏まえてどこまで①のような動きをしていくかということが判断になってくるのかと思っております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈市町村振興課〉

◎明神委員長 次に、令和4年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等の状況について、市町村振興課の説明を求めます。

◎小椋市町村振興課長 令和4年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率の速報値につきまして御報告をいたします。総務委員会資料（報告事項）の赤いインデックス、市町村振興課の資料の1ページをお願いいたします。

まず、概要でございます。健全化判断比率の4つの指標につきまして、早期健全化基準以上となっている団体は、昨年度同様該当がございません。また、県内市町村が経営する公営企業の会計で、経営健全化基準以上の資金不足比率となっている会計につきましても、該当がございません。

個別の指標について御説明をいたします。2の実質赤字比率につきましては、赤字の団体はございません。また3の連結実質赤字比率につきましても、赤字の団体はございませ

ん。

次に、4の実質公債費比率でございますが、県内市町村の平均は9.6%で、昨年度より0.2ポイントの改善となっております。また、地方債の発行に当たって県知事の許可が必要となります、実質公債費比率が18%以上の市町村はございません。

続きまして、5の将来負担比率でございます。県内市町村の将来負担比率の平均は34.9%で、昨年度より9.9ポイント改善をしております。これは地方債現在高の減少に加えまして、充当可能基金額が増加したことが主な要因となっております。

次に、6の資金不足比率でございますが、県内市町村の会計のうち、経営健全化基準となる20%を超えている会計はございません。

次の2ページには、市町村ごとの数値の一覧を掲載しております。先ほど説明したとおり、全体では改善をしているものの、個別に見ていきますと数値が僅かに上昇している団体も見られます。上昇している要因としましては、過去に行った事業に係る地方債の償還が始まったこと等によるものでございます。

県としましては、各市町村が様々な地域課題に的確に対応しつつ、健全な財政運営を今後も引き続き行っていくことができますように、市町村に対しまして、起債の繰上償還や事業の平準化といった助言等をきめ細かく行ってまいりたいと考えております。

以上で、市町村振興課からの報告を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 実質公債費比率の全県の状況ということで、比率が下がっていくということをお願いだと思われたと思うんですけども、住民サービスを絞れば、イコール実質公債費比率も下がっていくというふうに見れるので、単純に実質公債費比率が改善すれば住民が幸せかということ、ちょっと違うと思うんです。そういう意味で財政状況の安定ということとあわせて、市町村の住民サービスが、本当に知事が言われるように向上しているのかどうかで見たときに、単純にこの18%を超えてなかったらいいということにはならないと思うんですが、まずその認識について、この増えた減ったということ、増えたから悪い、減ったから駄目というところの考え方についてお聞きをします。

◎小椋市町村振興課長 まず起債につきましては、将来的にどれぐらい負担するかの部分になってくるかとは思いますが、当然必要な部分につきましては住民サービスも踏まえまして、箱物になってくると思うんですけど、建物についてもそうやって造っていくということにはなっていくと思います。その中で、もちろんやればやるほどいいというわけではなく、当然財政的な規模とかもございまして、そこについてできる範囲で、無理のないように将来の世代の方々に負担が起らない、過度な負担を課さないように、バランスを取りながらやっていくべきだと思っております。ですので、これが増えるからといって、住民サービスがよくなっているというわけではないと考えております。そこはバ

ランスを見ながら、うまく財政を回していくというのが一番重要だと考えておりますので、もちろん起債につきましてもできるだけ有利なものを使いながら、できるだけ将来に負担がかからないようにやっていくものだと思っております。これが低いからといって住民サービスができていないということではないと考えてます。

◎寺内委員 課長からお話があったように、実質公債費比率9.6%で、25%を大いに下回っておるんですけども、34市町村を見たときに土佐清水市が16.6%で一番高く、その後が高知市の12.7%ですけども、低いところはマイナスのところがあって、その平均は9.6%で、数字的に見たら安心な部分であるんですけど、議会質問でもあったように、高いところで、この物価高騰で、実情人件費を上げなければならない、給料を上げていくということが1つ。また、為替相場のほうは知ってのとおり円安がすごく進んでいて、150円台ももう目の先というような形も入っている。そんな中、実情として日銀がやったゼロ金利政策が、長期の貸付けをやったときに低金利ですので、非常に効いてる部分も一定あったと思うんですよ。しかしこれが今後このまま行くか行かんかというのが非常に大事なところになってくると思うんですけども、県以上に市町村が影響を受けると思うんですけども、担当される課長として、今後の日銀の動きの影響というのはどのように考えられてるか、お聞きしたいんですけど。

◎小椋市町村振興課長 日銀の動き、先々については私も不勉強で、なかなか難しいところではございますけれども、やはりそこも踏まえながら、地方債につきましてもできるだけ有利なものを使っていくというのが原則だと思っております。私どもとしては、急激に悪くなるというようなことは今のところ考えておりません。ただ、起債比率が高い団体につきましても、今後の収支見通しなんかも考えながら、おっしゃられました日銀の金利が上がるようなことも当然出てくるかと思っておりますので、そこも踏まえながら健全な財政運営をやっていくというふうには考えております。

◎徳重総務部長 少しだけ補足ですけども、おっしゃるように金利が上がってくると、起債といっても借金でございますので、そのときの利払いが増えてくるということで、ゆくゆくその金利が上がっていけば、当然ですけども元利償還金の支払いが多くなるということで、その面で言えば、より財政状況の厳しい団体にとっては厳しくなるということではございます。

一方、地方の起債の中では、要は民間の銀行からお借りする分以外にも、例えば財政融資資金とか、市中の銀行とかから借りるよりも大分低利で借りることができる公的資金とかというのがありますので、おっしゃるその金利上昇の局面では、民間銀行から借りるよりも、そういう公的資金をしっかりと財政力の弱い市町村に優先的に配分してもらって、そのための資金も確保していくということと一緒にやりながら、できるだけ金利が上がってきたところでも、財政力の弱い市町村にとっては有利な貸付けを受けれるようにしてい

ないといけないというのは、全体の枠のお話なのかなとは思っています。

◎寺内委員 部長が言われたように、ぜひともそういったことで。本州側の例で言うたら、公的機関の貸付けとか、それから大きなメガバンクがありますんで、地銀とメガバンクを比較しながらとか、本州側ではいろいろと工夫をされるところはありますけども、地方、特に四国のほうは、そういうことがなかなかできないところがありますので、また県のほうから指導してもらって、アドバイスも送ってもらって、またお願いしたいというところは、含みというところでもよろしくお願ひいたします。

◎大石委員 ちょっと細かいですけど、将来負担比率のところ、須崎とかが令和3年から比べたら改善してますけど、これはふるさと納税が増えたとかの要因があるのか、あと各市町村で、この将来負担比率にふるさと納税がどれだけ寄与してるのかというのが分かれれば教えてもらえますか。

◎小椋市町村振興課長 委員がおっしゃっていただいたとおり、将来負担比率の改善につきましては、ふるさと納税が要因としてかなり大きくあります。ふるさと納税につきましても、令和4年度は令和3年度と比べまして、10億円ぐらい、6.9%増えている形になっておりますので、全体としてはここは大きく将来負担比率には反映されてきているんじゃないかと考えております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

市町村振興課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《会計管理局》

◎明神委員長 次に、会計管理局について行います。

それでは、議案について局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承願ひします。

また、この後行う総務事務センターの議案に教育委員会が関係するため、教育委員会より並村高等学校課長が同席しております。

◎池上会計管理者兼会計管理局長 会計管理局所管の議案について御説明をいたします。お手元の資料③議案（条例その他）の4ページをお開きください。

提出議案は、第8号議案県有財産（教学機器）の取得に関する議案1件で、高知県財産条例第2条第1項の規定により、予定価格が7,000万円以上の物品購入について県議会の議決をお願いするものです。詳細につきましては、担当の総務事務センター課長から御説明します。

〈総務事務センター〉

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

第8号議案について、総務事務センターの説明を求めます。

◎山岡総務事務センター課長 県有財産の取得に関する議案について御説明をさせていただきます。引き続きまして、資料ナンバー3、条例その他議案の4ページをお願いいたします。

第8号議案としまして、県有財産（教学機器）の取得に関する議案を提出しております。取得する教学機器は、授業用パーソナルコンピューター式7組でございます。

内容につきまして、議案説明書で説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料ナンバー4、議案説明書（条例その他）の2ページをお開きください。

一番上の欄でございます。この議案は、高知県立嶺北高等学校ほか6校に配置いたします教学機器を取得するものでございます。7校分を合わせまして8,030万円で、高知市比島町2丁目4番33号の四国通建株式会社高知支店から買い入れようとするものでございます。

なお、契約状況につきましては、一般競争入札によりまして、9月11日に仮契約を締結しておるところでございます。このことにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び高知県財産条例第2条第1項の規定によりまして、県議会の議決をお願いをするものでございます。

議案についての説明は、以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎中根委員 大変多額なものだなということをつくづく感じていますが、このコンピュータの中身というか性能というか、学校の中でどんなふうに使われるものなんでしょうか。

◎並村高等学校課長 今回購入しますパソコンですけども、学校にありますパソコン教室に配置をしておるものを更新するという形になっております。今の高校2年生から、新しい情報Iという科目ができておりまして、内容としましてはプログラミング等かなり高度な内容も扱いますので、そういったものに対応できる構成のものにしております。

◎中根委員 こういう機器の更新というのは、何年に1度くらい行われるものですか。

◎並村高等学校課長 各校7年から8年で更新をするようにしております。

◎中根委員 これは7組ということなんですけれども、今後、来年に何組とかいう見通し的には、どんなふうになってますか。分かれば。

◎並村高等学校課長 各校計画的に、先ほど申しました7年、8年ごとで更新をしておりますので、毎年のように更新は行われておるような状況になります。

◎中根委員 そのときの更新費用は、今またちょっと高騰しているとか、そういうふうな浮き沈み、金額の波というのはあるものなんですか。

◎並村高等学校課長 多少ございますけれども、大体ほぼ同じような割合で毎年更新ができております。

◎寺内委員 両課長どちらでも結構ですけども、入札の話がありましたけども、入札をし

てということで、よくいろんな場合で、大手ベンダーではベンダーロックをかけたところでもありますけども、こういった教育資材についてのコンピュータ、そのシステムというのはベンダーロックはかからずに、競争性が働く中でやられておるのでしょうか。

◎山岡総務事務センター課長 今回の調達方法といたしましては、一般競争入札で行わせていただいておりますので、その点で競争性というところは確保できているのかなと思っております。

◎寺内委員 ということは、私の質問というのは、取扱いについて競争性が働くというのは、もう1つのメーカーじゃなくして、どこでも使える一般競争という意味合いで、ベンダーロックがかかるような資材ではないという。今、課長が高度な内容と言われたんで、そういった開発しとる特許なんか持ってるところもあったりしてかなというのを踏まえて、そういうものではないということですね。

◎並村高等学校課長 そういったものではございません。

◎明神委員長 質疑を終わります。

総務事務センターを終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎明神委員長 次に、教育委員会について行います。

それでは、議案について教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎長岡教育長 議案の説明に先立ちまして、2点御報告がございます。まずは教職員の不祥事について、3件御説明をさせていただきます。

1件目は県立高等学校教諭が、令和元年から令和4年にかけて、詐欺行為を繰り返した事案がございます。当該教諭に対しましては8月16日付で免職の懲戒処分を行いました。

2件目は、県立高等学校会計年度任用職員が、7月20日午後9時30分頃に、酒気帯び運転により検挙された事案でございます。当該会計年度任用職員に対しましては、8月16日付で免職の懲戒処分を行いました。

3件目は、公立中学校事務職員が令和3年度から4年度にかけて、業務として行うべき事務処理を怠り、それらを隠すために虚偽の報告や文書偽造などの不適切な事務処理を行った事案でございます。当該事務職員に対し、8月16日付で停職12月の懲戒処分を行いました。

昨年以來続いております不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を通してその徹底を図っていく中、児童生徒の社会性や規範意識を育む教職員がこのような不祥事を行ったことは、公務員としての自覚の欠如を指摘されることはもとより、教育公務員の社会的信用を著し

く失墜させ、県民の皆様の公教育への信頼を大きく裏切ることになりましたことを、深くおわび申し上げます。

もう1点の御報告としましては、教育委員会事務局におきまして、個人情報の不適切な取扱い事案がございました。御本人をはじめ関係者の皆様に多大なる御迷惑、御心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。誠に申し訳ございません。

教育委員会としましては、教職員による不祥事の根絶に向け、市町村教育委員会や校長協会とさらに連携を深め、全ての教職員が公務員としての職責を改めて自覚し、勤務時間内外を問わず、高い倫理観と法令遵守の精神を持って日々の職務に当たるよう取組を徹底してまいります。あわせまして、風通しのよい職場づくりと組織力向上に努め、子供たちのために全ての教職員が一丸となって職務に取り組むことで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

また、事務局内の事務処理につきまして、今後はチェック体制を一層強化し、このような事態が生じないように再発防止に努めてまいります。

なお、これらの事案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

それでは議案の説明をさせていただきます。9月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、第1号令和5年度高知県一般会計補正予算の1件でございます。

まず、令和5年度一般会計補正予算について御説明をさせていただきます。資料②議案説明書（補正予算）の69ページ、教育委員会補正予算総括表を御覧いただきたいと思います。

教育委員会所管の補正予算につきましては、785万4,000円の増額をお願いするものでございます。

内容としましては、各学校に配布しております1人1台端末において、デジタルドリルや学習支援動画の利用ができる学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の運用保守の更新や機能強化に係る経費を計上しております。

続きまして、資料①議案（補正予算）の7ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為の追加でございます。下から2行目でございます学習支援プラットフォーム構築等委託料及びその下の教員採用選考審査筆記問題作成等委託料につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。詳細な内容につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、報告事項につきましては、冒頭に御報告をいたしました教職員の不祥事及び個人情報の不適切な取扱い事案のほかに、令和5年度全国中学校体育大会高知県開催競技等についての1件がございます。それぞれの報告事項の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

最後に、教育委員会が所管いたします主な審議会等の開催状況を説明させていただきます。審議会等と赤いインデックスがつけました資料を御覧いただけたらと思います。

高知県立図書館協議会及び高知県いじめ問題対策連絡協議会を7月に開催をいたしました。今後も、審議の経過や結果につきましては適宜、委員の皆様にご報告をさせていただきます。

私からの総括説明は以上でございます。

〈教育政策課〉

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、教育政策課の説明を求めます。

◎鈴木教育政策課長 令和5年度の9月補正予算について、御説明をさせていただきます。資料②議案説明書（補正予算）の70ページをお開きください。

右端の説明欄を御覧ください。情報教育推進費に学習支援プラットフォーム構築等委託料として、785万4,000円を計上しております。

また、次の71ページにて、当該委託料の債務負担行為の追加といたしまして、1億9,608万6,000円をお願いしております。こちらは、令和3年度から運用しております学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」について、機能を拡充しつつ運用保守を行う経費でございます。

お手元にお配りしております、教育委員会と青いインデックスがつけました資料、総務委員会資料議案説明資料の赤いインデックス、教育政策課の1ページをお開きいただければと思います。

まず、「高知家まなびばこ」の概要でございますが、高知県独自の学習支援プラットフォームといたしまして、令和3年4月より県内の全公立学校を対象に機能を提供しております。グーグルの各種ツールの提供に加えまして、約6,000問の問題と300本以上の動画教材などを準備しており、下に表示しておりますとおり、ホームページには1日平均で1.2万アクセスがございます。1人1台端末の導入初期を支える重要なツールとして、またコロナ禍のオンライン対応においても大きな役割を果たしました。

次のページをお開きいただければと思います。この「高知家まなびばこ」の機能の概要でございます。まず1点目、左上の枠囲みにもございますように、児童生徒向けの家庭学習支援動画、オンライン教材、またタイピング練習などを、1人1台端末からアクセスできる形で提供しております。

また、教員向けといたしまして、右上の枠囲みに記載してございますように、各教科の単元テストや、英語教材の「高知これ単」などのPDF教材などを提供してございます。

次に、左下の機能といたしまして「きもちメーター」がございます。こちらは、児童生徒が今日の気持ちを入力、送信をすることで、教員がその入力内容を確認できるものとな

ってございまして、児童生徒の変化に気づき、悩みやトラブルなどに早期把握、対応できるためのツールとなってございます。

最後に、右下の枠囲み、学びの足あとが見える、蓄積すると記載されているところがございますが、こちらはデジタルドリルや県版学力調査の結果など、生徒の学習の履歴を1つのページで確認をできるような機能となってございまして、こちらは昨年度より実証中となっております。今回の補正予算では、こちらの機能を全市町村等向きに展開をするための費用についても計上させていただいております。この点については、詳細は後ほど御説明をいたします。

次のページをお開きいただければと思います。3ページでございます。今回補正予算として挙げさせていただいております内容でございます。

ここまで御説明をいたしました「高知家まなびばこ」は更新期に当たりますことから、次期の第2期学習支援プラットフォームとしてバージョンアップをいたします。現行機能は維持しながら、新しい機能として、先ほど御説明をいたしましたスタディログの学習履歴の活用と保護者へのフィードバックの充実という、大きく左にございます2つの機能を導入いたします。

まずスタディログの活用についてでございますが、先にスタディログとはそもそも何かについて簡単に御説明をさせていただきますので、次のページをお開きいただければと思います。スタディログは上段に説明がございますように、直訳をいたしますと学びの記録でございますが、特に近年ではデジタル化された学びの記録を指すことが多くなってございます。

まず左側に従前という記載があるかと思いますが、本来先生方は、児童生徒が教材で学んだり、またテストなどを受けた際、学力調査の結果等を基に、1人1人の児童生徒に合った指導をできるようになる必要がございます。しかし、そのような指導を行うに当たりましては、その前提といたしまして、教材やテスト、学力調査などでの児童生徒の学習状況や実績などを集積いたしまして、そこから1人1人の得意不得意な分野を把握するといったことが必要となりますが、これを先生1人1人が、全ての子供たちの状況を紙やあるいはエクセルに手入力をするといった作業をいたしますことは、大変多くの作業ともなりますし、また困難でもございます。特に、経年で比較をするような場合には、担当の教員も替わりますため、より難易度が上がるような状況となってございました。そのため、あまりこのような対応は十分に実施ができなかったり、あるいは実施をしようとすると業務の負担につながってしまうといった状況がございました。

これをデジタル化で解決しようというのがスタディログの活用でございます。右側の「デジタル化によって」の欄を御覧ください。このデジタル化によりまして、デジタル教材の学習結果や、また学力調査の結果などが自動的に取得、蓄積をされます。そして、児

児童生徒1人1人の得意不得意な分野や、成長推移などの様々なデータについて教員が一覧で把握ができる形になります。つまり今まで1人1人が、紙やエクセルなどで実施をしておりましたが、自動的に行われるような形になるというところでございます。先生方はこの整理された様々なデータを基に、個々の児童生徒に適した指導の方策を考えることができます。また当然、業務の効率化にもつながるというところでございます。このスタディログは、児童生徒自身も、本人のものに限りまして見ることができますので、児童生徒が自主的、主体的に学ぶ上で、自らが置かれている状況などを正確に把握し活用することにもつながるものでございます。

このように、本来学校や先生が実施をすべきであったり、あるいは実施をできるのであればやったほうがいいものの、これまでなかなか取り組めていなかったものにつきまして、デジタル化によって実施ができるようになるというのが、一般論としてのICT化の意義でございますが、1つの形としてこのスタディログの活用というものを実施するというところでございます。

恐縮ですが、1ページ前にお戻りいただければと思います。今回のこの「高知家まなびばこ」のバージョンアップは、先ほど御説明をいたしましたとおり、まず左、新となっております。スタディログの活用についてでございますけれども、今し方御説明をいたしました機能を県内全域に展開をしていこうとするものでございます。

1つ目の点にございますように、また先ほども御説明いたしましたように、既にこのスタディログの活用は、実証といたしまして、一部県立学校で昨年度導入されておりますが、先生方がスタディログを基に指導を行うことで、実際に学力の向上でございますとか、また学習に対する不安感の減少などといった成果も得られたところでございます。こちらを全域に広げていくということを、新たな機能として設けております。また、こうしたスタディログの蓄積には、大量の保管容量も必要となってまいりますので、それに対応するサービスの導入も併せて図ってまいります。

次に、左下の2つ目の新しい機能として記載してございますのが、保護者へのフィードバック充実と業務負担軽減となっているものでございますけれども、まず保護者がこの「高知家まなびばこ」にアクセスするためのグーグルアカウントを今までは付与してございませんでしたが、こちらを新規に発行いたしまして、例えば、先ほど来御説明をしておりますようなスタディログのフィードバックを、保護者の方も御覧になれるようになりますほか、学校からのお知らせなどを効率化するためのツールを開発し、保護者だけでなく、学校、教職員の連絡業務といった業務負担の軽減も図っていければというふうに考えてございます。

こちらは、保護者が専用のアカウントを持つこととなりますため、これから検討も必要でございますが、下側の表の右側にもございますように、将来的には例えば通知表をデジ

タルで共有をいたしましたり、また、保護者の方へのアンケートや、出欠連絡の効率化なども、アカウントを付与することによって可能になっていくと考えてございます。

さらに、右下に拡というもので2つございますが、セキュリティー強化でございますとか、また、全県のヘルプデスクの展開なども、今回のバージョンアップで対応していければというふうに考えてございます。

教育政策課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎大石委員 本当に「高知家まなびばこ」、素晴らしい取組だと思います。全国でも先駆けた取組で、頑張っていただきたいと思うんですけども、このスタディログの活用というのは非常に重要だと思うんですけども、一方でその取扱い、あるいはこれからどういうふうに活用していくかというところが課題になろうかと思えますけど、そもそもこのスタディログの所有権というのを、県としてはどういうふうに考えてますか。

◎鈴木教育政策課長 県が実施をしております県版の学力調査の結果という意味合いでいえば、県が実施している調査の結果でございますので、そういう意味では所有権といえますか、管理をしておりますのは県という形になります。一方で、所有権という適切かどうか分かりませんが、当然個人の情報にもなりますので、個人情報のルール上にも引っかかってくるというところになってくるかと思えます。

◎大石委員 所有権という言い方をしましたけど、この情報が子供のものなのか、保護者のものなのか、学校に所有権があるのか、そういうことを聞いたかったですけれども、つまりこれは子供の学習のいろんな情報が蓄積されているもので、活用しようと思えば保護者が活用したい、あるいは学校以外の塾とか、高知県の場合は中学校から私立に行く学生も多いということであると、中学校から私立に行ったときに、私立の学校が小学校のときのスタディログを活用できるのかとか、そこで個人情報とかいろんな所有の扱いをどうするのかということが重要になってくると思うんですけども、そのあたりは整理した議論というのはできてますか。

◎鈴木教育政策課長 まずこのスタディログの確認について、基本的には個々の生徒のスタディログの確認というのを常日頃できるのは学校と、また先生、あとは児童生徒本人、また本人の保護者の方という形にはなっております。また、当然それは本人の方は本人のものしか当然御覧になれません。基本的にこのスタディログの保管管理自体は、県の公立学校に在籍をしている間保管をするような方向で現在考えてございまして。そういったような点では、例えば私学に進学した際などには、その私学の関係者の方ですとか、塾の方ですとか、そういった方が御覧になれるという形にはなっておりません。また、今回は何か新しい情報を入手するというよりは、現在でも県版の学力調査として把握できるものをこのような形で、デジタル化でフィードバックをしていくという機能を導入してると

ころでございますので、そういった点ではこれまでと何か変わるものではございません。

◎大石委員 現行の取組はよく分かるんですけども、一方で、例えば私が自分の子供のスタディオログといいますか学習履歴を、子供が別の学校に進学したときに活用したいとか。けどこれはあくまでも、もちろん教育委員会が管理はしてますけれども、本来は子供のものですよね。そういう中で活用したいという声も将来的には出てくるんじゃないかという気もするんですけども、始めていくとどんどん情報も蓄積されていきますし、今度の予算の中では、学習記録だけではなくて運動会なんかの写真とかいろんなものもこれから出てくるわけですけども、ぜひ多方面にまた活用できるように、本来は子供のためにという観点で議論を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

◎鈴木教育政策課長 先ほど申し上げましたように、当面まず取り急ぎ導入をいたしますのは県版学力調査ですとか、現時点で一定管理がなされているものについて入れているところがございます。今後の、例えば先ほど委員がおっしゃられました運動会の写真ですとか、そういったものに展開していくに当たっては、当然なりともそういったような課題等が出てまいりますので、その導入に当たっては、そのようなもの等の整理も一定事務局として検討しながら、対応していければとは考えてございます。

◎大石委員 もう1点、この学習記録だけではなくて、今度は生徒の気持ちとか、いろんなふだんの生活態度なんかもこういうものに蓄積されていくと思うんですけども、例えばこれが児童相談所とか、あるいは不登校支援の機関とか、こういう幅広い団体と将来連携していくようなこととかいうのも想定しているのでしょうか。

◎鈴木教育政策課長 現時点では、少なくともこの補正予算の検討の俎上にはのっているものではございません。ただ、生徒の日々の気持ちですとか、あるいはそういったような状況に関係機関におつなぎをしていくといったことについては、その「きもちメーター」を使うのか別の形になるのかというのは、当然課の検討課題とはなりますので、関係部署とあわせて検討していければとは考えてございます。

◎大石委員 全国に先駆けてやられてますから、本当に手探りの中だとは思うんですけども、子供の観点からすると、保護者や子供から希望があれば、幅広くこのデータを活用できるような座組を、ぜひ先ほど言ったことも含めて考えていただきたいと思います。お願いをして終わりたいと思います。

◎中根委員 このスタディオログの活用については、一体どこが起案をしてこういうものがどんどんと導入をされようとしているのか、大変気になるところです。というのは、教育現場が本当にこうしたことを必要だとしているのかどうか。それから、先ほど来デジタル機器の更新なども随分多額の費用がかかっていますが、大変な金額をかけながら、手元の機器の中でとにかくいろんな情報を集約することが最優先にされて、本来であれば子供1人1人に向き合っ、例えば心の問題や、それから例えば学力テストがこんな点数になっ

て、なぜかというふうなことを子供と一緒に考えるという点でも、本来だったら人と人、先生と子供たちの間で共有をされキャッチボールをされなければならない教育の在り方が、本当に機器のところではいろんな判断をされる。加えて、先ほど大石委員がおっしゃいましたけれども、個人情報や誰のもとにあるのかがよく分からない、そんな中身が教育にどんどん取り入れられるというのは一体どうしたんだろうという、そんな思いが私はしましてね、どういうところでこれが起案をされて、まず高知県がやろうとしているのか、そのあたりをちょっとお聞かせいただきたいと思うんですが。

◎鈴木教育政策課長 その起案の判断といたしますか、こういったような話が出てくるきっかけというところについては、まずそもそもの前提といたしまして、このデジタル化で何か新しいことをやっているというよりは、現時点で学校、先生がやらなければいけないことをデジタル化が助けるというものでございます。ですので、当然最後は先生です。授業指導も生徒指導も、様々な生徒に当たるときも先生でございます。ただ、そこに当たって当然個々の生徒の状況を知らなければいけないというのは間違いございませんので、先生方がそこを把握するための1つの助けになるというのがこのツールでございます。当然、先生方が端末をずっと見てるわけではなく、これを見た上で先生方が子供たちに当たっていくための助けになるというのが、このデジタル化でございます。少し御質問の趣旨というか、デジタルだけを見てるといことは違うのではないかと、こちらとしては考えてございます。

◎中根委員 そうした先生が判断をする中身を、スタディログ、保護者へのフィードバックの充実という点では、保護者もどんどんとそこに入ってきて、自分の子供ではあるんだけれども、子供の人権で子供の学びというところを、保護者もどんどんと学校教育の中に入って来る形になりますよね。先生方の子供との共有部分と、それから保護者との対応の部分が、この機器の中でより複雑になっていくんじゃないか。本当に先生の業務を助けることになるんだろうか。そういう点では、現場の声というのは一体どうなんですか。まだまだ利用しているところは少ないですよ。そこでどんどん進めていこうという、その思いはどこから出ているのか、教えてください。

◎鈴木教育政策課長 まずICT一般の話で申し上げますと、我々が把握している限りでは、先生方はICTが導入されてむしろ授業がしやすくなった、あるいは保護者の方と連絡しやすくなったと、少なくとも我々はそのような声をいただいておりますし、また、先般教育委員会で高校生向けに、県下の教育、学校の在り方についての声をいただいております。その際に高校生からも、このICTが導入されたことで授業が楽しくなった、より勉強するきっかけができるようになったという声をいただいております。そういった点ではこのICTというのは、まさに授業改善を展開していくためのツールとして使われているんじゃないかなと、こちらとしては理解をしておりますし、そのような形で進めていけ

ると教育委員会としては考えてございます。

また、保護者につきましては、先ほど来申し上げていますように、この県版学力調査については、現時点でも保護者の方にも当然自分の子供の学力調査が返されますし、当然その把握をしていただく必要があるものでございます。端的にいうと、それをデジタルでフィードバックする機能を導入したという形になりますので、何らそれは変わったものではないと、そこについては何か変化が生じるというわけではないとは考えてございます。

◎中根委員 子供の心の浮き沈みまで、こうした機器の中でやり取りをするということにお金をかけるよりも、先生を配置するとか、少人数学級にするとか、もっと基本的なところで教育の現場を豊かにしていくことが、私は大事だと思っています。先ほど来の所有権の問題とか、それから高校では実施をされたら、これ義務教育学校全体に広げるということですね。それちょっと教えてください。

◎鈴木教育政策課長 昨年度実施をしたのは県立です。今後考えておりますのは県立、市町村立、合わせて全域に、市町村教育委員会とも調整しながら進めていければというふうには考えてございます。

◎中根委員 そういう意味では現在でも小学生などが、お家に帰って宿題はタブレットで行って、本読みなんかもタブレットに向かってやって、出来ましたよといったらプチッと押すと。先生はそれを瞬時に集約できるというような形が出来てはいますけれども、誰々ちゃんはそれができている、できてないも全部見ることができますよね。いろんな形で、私は、学校の中だけではなくて、学校外24時間、子供たちの生活を管理ができる教育体制というのはいかがなものかという思いがしまして。心の機微にまで、便利だからとか、子供たちの日々の暮らしをキャッチするために先生たちを助けるということよりは、もっと教育の在り方そのものを見つめ直すためにお金はかけるべきだと。どんどんと進んで、本当に全ての家庭がこういうデジタルを受け入れている形になっているのかどうか。コロナ禍の中で導入はされたんだけど、ゆっくりやって、みんなでその中身を確かめ合っていくましようという、そのデジタル導入の流れから一気に加速をして心までつかむ、それが本当に学校教育にとって必要なんだろうかという思いがしまして、とても心配をしています。そういう現場や保護者の心配の声というのは、聞いたことはないですか。

◎鈴木教育政策課長 私は直接はお伺いしたことはございません。また、御家庭での学習の面で委員が御指摘されましたけれども、今までも宿題というものはあったわけですし、また授業外の時間の学習というものも当然あったわけでございます。それを親御さんがどういうふうに進めているかというのは、当然御確認もあったでしょうし、またそれを学校で実施状況を確認するというのも当然あったかと思えます。また、子供たちの心身の状況につきましても当然、例えば連絡帳等々も含めて、紙ベースではこれまでも実施を恐らく

されてきたかと思います。そういうのもきっかけに先生方は、心身の状況を把握したり、多少なりともきっかけになってたかと思います。ですので、そういったようなところをデジタルでやりやすくするというのが今の動きでございますので、何かそのデジタルによってそういったものが進まなくなる、あるいはむしろ悪化してしまうというような捉えは、現在県教委としてはしてはございません。

◎中根委員 やっぱり瞬時に、誰々ちゃんがこの宿題してなかったねということがのぞき見ることができるようなタブレットの扱い方とか、まだまだ今使い始めたところで、随分と問題点があると思うんですよ。宿題ができなかった理由にはいろんな理由があって、でも、そのタブレットの中ではそれは出てきませんよね。教育の場というのは、学力テストに出てくるような教育、学力をつけることももちろんですけども、それ以外の生きていく力、友達と友達の間関係性、先生との関係性、親御さんとの共有、そういういろんなことがあって初めて教育が成り立つわけで、私はこの導入は、そこについての先生の仕事を減すということにはならないと思ってて、もっと教育の現場を豊かにするような方向で使わないと、どこに走っていくのか分からないなという気持ちがしまして大変危機感を持っています。

◎はた委員 プラットフォームについて、非常に問題を感じています。このプラットフォーム自身が、2017年、国の教育DX、経産省が進める流れの中で、教育の分野にもこういったデジタル化ということが入ってきたと。経産省が進めていきたいデジタル化、ビッグデータの活用をしていく世界と、本当に人と人が触れ合う、人格形成を進めていくような教育と、これが本当にマッチングするのかなど、すごく違う世界のものが教育の現場に入ってきたという問題があると思います。

その1つで、課長が現場の声をお聞きしてないと言われたんですけど、私のほうから現場の声を言わしてください。例えば、出していただいた資料の2ページ目の、気持ちに気づくというところがデジタル化の中であって、にこっとしたマークとか、悲しいマークとか、それを子供がボタン押すと、先生の手元に、にこっとしたり、悲しい顔で伝わるということになってるんですけど、生徒がどういうふうに捉えてるかということ、悲しい顔を打ち込んだら先生がぎっちり話しに来ると。それが分かるから、次からは悲しくても、にこっとしたマークを押すというんですよ。隣の子供がなかなかお風呂に入れてなくて臭いがするとか、いろんなことがあったとしても、その子は悲しいとは入れないそうです。

デジタルで見える世界というのは本当に限られてて、子供たちの生活とか心に寄り添うというのは、人間の目、人間力の中で、先生たちの力で、子供たちとの信頼が築かれて、それが学校に行きたい意欲、学びたい意欲につながっていくと思うので、パソコンが早く打てるようになる、デジタル技術が身につくということは、必要な面もあるということは理解してるんですけども、特に今回はバージョンアップですよ。学校教育でこれを進

めていく、今までやったことが十分検証されてない中で、たった2年間で2億円のお金を、県費が83%で国の補助は16%で、ほぼ県費で投入して、県の判断で県がやりたいということでお金をつぎ込んで、学校教育でこういうシステムを導入していく。そのお金の使い方として、子供の声を聞くとか、先生のを聞くとか、1回そういう検証をしてからバージョンアップを検討するようにしないと、もともと経産省がやりたい事業ですので、それを教育側が便利な面ばかりを強調して進めるのではなくて、本当に人格形成、人間育成、人間力が高まるような教育現場かというところをチェックしていただきたい。

先生の現場から何が言えるかという、今働き方改革をやってますよね。けどさっき中根委員が言われたように、子供たちは本読みを機械の前で入れるんですよ。先生はそれを、誰々ちゃんが持ち帰った、本読みやってるかやってないか、やってなかったらやってねって。そういう持ち帰り仕事になるんですよ。働き方改革というのは、学校における時間が減ったからという指標で見られてるかもしれないですけど、このデジタル化によって、先生が学校における時間が減ったとしても、学校外での、また業務時間外での仕事というものが増えてしまうということも先生たちは本当に心配してます。業務がシステム化で楽になるというふうに説明されましたけど、先生たちは、そもそも必要な業務かどうか、その精査をしてくれたら、システム化以前に業務を減らすことができるというんですよ。やっぱりシステム化以前に本当に先生がしなければならない業務なのかというのをチェックするという検証をしてから、2億円のお金をつぎ込むかどうかを考えるべきじゃないかと思うんです。

検証したかどうか、まずその点を聞きたいのと、やっぱり現場の声を聞くということが、課長は知らないと言うたので、私はぜひ聞いていただきたい、そういう県教委であっていただきたいと思うけれども、その点はどうかお聞かせください。

◎鈴木教育政策課長 まず現場の声を聞いてないとおっしゃられますけれども、先ほど御説明しまして、私は現場の先生のお声を聞いた上で、先ほど御紹介をさせていただきます。そのような御指摘をいただいたことは聞いてはおりませんとは申し上げましたけれども、現場の声を伺いして、こういったような声があったというふうに御紹介をさせていただいたかと思えます。

また検証に関しましては、先ほど来申し上げましたように、昨年度実施をさせていただきます。県立高校で実施をいたしまして、実際学力の向上も、また児童生徒の学習の不安がなくなったというお話もいただいておりますし、また先生方も、このツールが導入されたことによって、指導がしやすくなったというような声もいただいております。そういったようなことを踏まえた上で、このようなものを今回導入しようということで、動いているという。そのための検証を昨年度したというところでございます。また今年度も実施をさせていただきますが、またそういった声も出ましたら、そういったものを踏まえて機能設計もし

ていくところになるかと思えますけれども、いずれにしても実証は重ねた上での、今回の補正予算という形に実施をしているところでございます。

また繰り返し申し上げますけれども、あくまで最終的に生徒に、児童に触れるのは先生であることは間違いございません。そのための、今まで先生方が御対応いただいていた業務負担をデジタル化で効率化するというお話でございます。今般のスタディログにつきましては、先生方が、学力調査でございますとか、またデジタル教材とかといったようなことを、子供たちが正解、不正解、あるいはどのようなことに進んだのかという把握をして、それに基づいて指導する。これが不必要な業務だとは私は思いません。ただ、それはかなり御負担がある業務であることは間違いございません。それをデジタルによって解決をするというのが今回の取組でございますので、最終的に先生方がそれをきっかけに指導をしていくといったところは揺るがないものかと思えますけれども、先生方が動くに当たっての判断材料として、このデジタル化がお助けになるものが一部あるのではないかという、そういったようなところかと考えてございます。

◎西内委員 もろもろいろんな意見がございましたけれども、私は非常にすばらしい取組だというふうに感じております。過渡期なんで、虚偽の申告があったりだとか、いろいろ個別に見れば改善の余地がひよっとしたらあるのかもしれないけれども、ただ全体としては課長も御答弁くださってるとおり、子供の習熟度について、しっかり理解とか管理ができて、そしてまた個々の子供たちの課題といいますか事情を可視化できるというところで、先生方がその後の対応をどうするかというところで非常に助けになるケースが多いんじゃないかと思えます。子供たちの習熟度に合わせて、問題なんかも個別最適化が今後は多分されていくんだろうと思うんですけれども、私がお聞きしたかったのは、今のこのシステムでは、スタディログに基づいて、例えばこの問題がお子さんがつまづきやすいとかいう場合に、自動的に次の問題が変化したりとか、そういったような機能があるのかというのを。

◎鈴木教育政策課長 おっしゃられるような機能は、デジタルドリル等々には付与されている機能でございます。特に苦手な部分につきましては、例えばAI等々が判断をして、その苦手な分野でつまづいた部分については、同様の、別の問題が出されるといったようなことは、機能としては既に付与されてございます。

◎西内委員 すばらしいですね。やっぱり分からんところをもっと深掘りしたいとか、自分の昔を思い出してもありましたもんで。そういう中で、本当にその子に行き届いた教育を提供するのに、それをサポートする道具として、ぜひこれからも積極的に活用していただきたいと思えますし、その空いた時間を、先生方、御指摘もありましたけど、子供と向き合って人格形成、道徳、修身でもしっかりやっていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎寺内委員 課長の質疑に対する答弁を聞いておって、大変この「高知家まなびばこ」、もう全国に先駆ける先進事例として頑張っていたきたいと思います。答弁の中にもありましたように、ICTについて言うてくれましたけども、よくITと省略されて言いますけども、インターネット等で一方通行で情報を取ってくると。課長が言われたように、ITの大本は何かと言うたら、コミュニケーションが必要で、まさに今回のスタディログについても、先生の働き方改革、先生の仕事を軽減するだけじゃなくして、いろんな形で保護者とのつながり、また生徒とのつながりということで、すごく感銘を受けました。

他方、子供さんの気持ちに気づくという点では、今いじめの問題とか、また学力について、分からないと言うてもなかなか先生に言えないと、周りが分かっと思ったら恥ずかしいとか、そういった気持ちを言葉じゃなくて表現する、助けを出すとかいうところもすごく期待をしております。

また、その中で次長等も頑張っていたいただいて、県下にiPadを出すときに、国から一定のお金が来たんですけども、いかに安価にそのiPadを渡すかというところで、前も言いましたけどグーグルクロームを活用して安価にしてくれてるんで、まずは設定もされて、国県でプラットフォームを全国に先駆けてもつくっていただいている。その中で、児童生徒が自分で選んで学ぶことについては、自宅へ持って帰るところも1つの課題だと思います。これは各市町村の地教委の課題でもあると思いますので、そこを県がせっかくプラットフォームをつくってくれてるんで、さらなる展開としたときに、1つ先生の働き方については賞賛するんですけども、子供について言うたときに、自宅への持ち帰りについて県のほうからも各市町村には働きかけをお願いすることを求めています。

◎鈴木教育政策課長 まず、コミュニケーションの関係につきましては、おっしゃるとおりでございます。先ほど来申し上げておりますように、児童生徒のコミュニケーションは、これでなくなるということは絶対ないと思っておりますし、デジタルで全てが解決できるとも思ってございません。デジタルで得た情報をきっかけに、最後は先生方がいかにコミュニケーションをとっていかにつなげていくことは、当然必要でございます。そういったところでこのデジタルの活用ができればと考えてございます。

また、「きもちメーター」に関しましても、この「きもちメーター」がなければ、先生は1人1人、それこそ自分の目で、本当にその子はどう思っているのか、どういう状態なのか、もちろん一見して分かるものもあれば、分からないものもある、そういったようなものをここで分かることができる、きっかけになるというところでございます。ただ、当然ここに表れてくるものが正しいか正しくないかというのはございます。そこは、最後は先生がしっかりと精査して判断する。ただそのきっかけとして、1つこういったものが導入をされるというところでございます。ですので、この「きもちメーター」導入で終わりということではなくて、それを用いてどのような形で生徒の皆さんに触れ合っていくかと

ということが大事だということは、県教委としてもしっかりとメッセージはお伝えしていこうと思っております。

あと、最後の持ち帰りに関しましては、やはりこういったようなものを導入いたしますことも含めまして、やはり引き続き活用促進を図っていければと考えてございます。現在、家庭への持ち帰りに当たっての家庭の通信環境の支援は、国にも要望もしてございますし、また先般、別の課ではございますけれども、例えば放課後児童クラブの推進の支援等もしてございます。そのための予算案等もお認めをいただいているところもでございます。そういったものも活用しながら、持ち帰りの活用の推進につきましては、市町村教委とも連携をとりながら進めていくことができればと思っております。

◎寺内委員 ぜひ期待をしますので、全国にもこのことを高知県がやってるということで、この教育のプラットフォームを発信もしていただいて、視察にも来ていただくような形をつくってもらえるような、すばらしい仕組みをさらに進めていただきたいと思いますので、それを求めておきます。

◎中根委員 先ほど、ぜひとも進めてくださいという御意見もありましたけれども、やはり現場現場では、それを持ち帰ることにしっかりと目配りをできる家庭環境があるのかとか、まだまだ条件整備は十分整ってはいないというふうに思っています。そこを前のめりで次々と新しいバージョンを打ち出す時期なのか、それが1つ心配ですが、それについてはいかがですか。

◎鈴木教育政策課長 家庭環境の把握等々、あるいは先ほど先生の配置等のお話もございましたけれども、これをやることによってほかのことをやらないという話ではもちろんございませんし、デジタルでこういうようなものをやりつつ、必要なほかのことも並行してやるというものでございます。今回この1議案ですので、そのような形に見えるだけかと思えますけれども、そのほかの取組はしっかりと県教委として、関係部局と連携して取り組んでまいればと考えてございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、教育政策課を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。再開は、午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時39分～12時59分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き、会議を行います。

〈教職員・福利課〉

◎明神委員長 次に、教職員・福利課の説明を求めます。

◎岡本教職員・福利課長 第1号議案令和5年度一般会計補正予算につきまして、御説明

をさせていただきます。お手元の資料、資料②議案説明書（補正予算）の72ページを御覧ください。

この教員採用選考審査筆記問題作成等委託料1,526万6,000円に係る債務負担行為につきましては、来年度に実施いたします教員採用審査の筆記審査のうち、教職、一般教養と、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校種ごとに、教科の専門知識を問うための専門教養に関する審査問題の作成や、採点等に関する業務を委託するものでございます。教員採用審査の一次審査を例年6月頃に実施しておりますことから、問題の検討やチェックに十分な時間を確保するため、本年度のうちから契約ができるよう、毎年、債務負担行為をお願いしているものでございます。

教職員・福利課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎中根委員 選考審査の在り方を教育委員会がいろいろもう一度見つめ直すという御答弁が先日の議会でありましたけれども、そうした関係とこの委託料との関係はどのように連動しているのか。変化があればこれがまた補正になるのか、そのあたりを教えてください。

◎岡本教職員・福利課長 選考審査の方法、例えば日程の関係でございませうとか、対象年齢であるとか、あるいは御答弁でも申し上げましたように、臨時教員をされている方に対する審査の方法等というところで、今まさに検討しているところではございます。他方、こちらの問題につきましては、あくまで筆記審査の問題でございませうので、基本的に大きな変更というのはないものと思っておりますので、影響はございませう。

◎はた委員 委託契約、随意契約ですけれども、どこに随意契約になってきたのかというところと、試験問題作成委託ということですから、なぜ随意契約なのか、一般競争入札にしてないのかというところで説明をお願いします。

◎岡本教職員・福利課長 今年度実施しました試験につきましては、協同出版株式会社様のほうに随意契約をしております。こちらの筆記問題の作成業務につきましては、地方自治法の施行令の167条の規定に基づきまして、その性質上、入札に適さないものは随意契約ができるというふうな規定になっております。そして、それに該当するものとしまして、会計管理局で定めております要綱のほうで、特定の業務、教科であるとか、あるいは学術研究的なものであるとか、そうした専門的なものに関しては随意契約ができるということになっておりますので、随意契約で来ております。なお、今回そういった作問等をやられている4社のほうにお声をかけさせていただいて、うち2社のほうから見積りをいただき、その中で安い金額をベースに、こちらの予算計上をさしていただいておりますので、今後契約に当たっては、そうした2社のほうから見積りをいただいた上で、随意契約をとるということになるかと思っております。

◎はた委員 4社に見積り依頼をしたということですので、その随意契約の是非について

は、入札に適さないというのが教育委員会の判断だと思えますけど、どこが適さないのか、そういったこともきちんと説明いただいて、見積りを出してる以上は公平な競争入札というのが、お金の使い方としては妥当ではないかと思うんですが、その点改善を図るのかどうかお聞かせください。

◎岡本教職員・福利課長 試験問題につきましては専門性が非常に高いものでございますし、受験していただいた方の職業に関わることでもございますので、非常に専門性が高いということで、やはりそういったことができる業者に発注せざるを得ないということで、これまで随意契約で来ているものでございます。

◎明神委員長 それでは質疑を終わります。

教職員・福利課を終わります。

以上で、教育委員会の審議を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、教育委員会から3件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

〈小中学校課・高等学校課〉

◎明神委員長 まず、教職員の不祥事について、小中学校課と高等学校課の説明を求めます。なお、質疑は併せて行いたいと思いますので、御了承願います。初めに小中学校課の説明を求めます。

◎蛭子小中学校課長 総務委員会資料（報告事項）の小中学校課、赤色のインデックスをお開きください。教職員による不祥事が続いていることにつきまして、大変申し訳ございません。8月16日に懲戒処分を行いました事案について、御説明させていただきます。

高知県教育委員会は、虚偽の報告や文書偽造等の不適切な事務処理を繰り返し行った、黒潮町立大方中学校の主査に対して、令和5年8月16日付で停職12月の懲戒処分を行いました。

概要につきまして御説明させていただきます。同主査は、令和3年度の黒潮町学校事務支援室及び令和4年度の大方中学校に勤務する中で、業務として行うべき事務処理が滞り、それらを隠すために虚偽の報告や文書偽造等の不適切な事務処理を繰り返しました。その内容としまして同主査は、令和3年度、業者への私費での支払いや、公文書の紛失といった不適切な事務処理を行いました。

令和4年度には、同主査は、校長の決裁を受けるべき赴任旅費、旅行命令簿、出張伺、部活動の活動実績報告書など18件の文書に自ら購入した校長の印を押し、公文書の偽造を行うとともに、偽造した文書を行使して処理を完結しました。そのほか、教員給与に関わる給与支給調書等の公文書3件、修学旅行関連の業者資料3件、業者からの領収書1件、PTA会計の収支決算に関する文書2件についても偽造を行いました。

また、公費の予算未執行として備品の未発注が6件と消耗品の未発注が8件、生徒集金で購入予定だった教材の未発注が4件ありました。そのほか、公金、学級集金、PTA会計、教員集金による業者への支払いの未処理や、業者への私費での支払いなどの不適切な事務処理も多数ありました。

特に生徒への影響が大きなものとして、同主査は修学旅行に関する業者への見積依頼を行わず、前年度の見積書の日付を打ちかえて見積書を偽造したり、業者に連絡をするふりをしたりしながら、虚偽の報告や書類の偽造を繰り返し、手続を何も進めていないことを隠し続けました。その結果、当初予定していた日程では、修学旅行を実施することができなくなりました。以上が事案の概要となります。

県教育委員会としましては、今後こうした事案が発生することのないよう、事務職員の資質能力の向上に向けた研修の充実を図るとともに、市町村教育委員会に対して、学校事務業務に係る校内のチェック体制や、組織体制の見直しについて要請してまいります。あわせて、全ての教職員に対して教育公務員としての職責を自覚し、高い倫理観や使命感を確立するための取組を一層進めるとともに、引き続き学校の組織力向上や風通しのよい職場づくりに努め、子供たちのために一丸となって職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上でございます。

◎明神委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 総務委員会資料（報告事項）の赤いインデックス、高等学校課とありますページを御覧ください。内容としましては、詐欺行為を繰り返し行った県立高等学校教諭及び酒気帯び運転により検挙された会計年度任用職員に対し懲戒処分を、令和5年8月16日に開催しました定例教育委員会で決定したというものでございます。

次に、処分を受けた職員及び懲戒処分等の内容について御説明いたします。

1件目の職員は、県立高知東高等学校教諭、56歳です。処分の内容は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき免職するというものです。

2件目の職員は、県立四万十高等学校会計年度任用職員、69歳です。処分の内容は、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき免職するというものです。

次に、事案の概要について御説明いたします。1件目の、県立高知東高等学校教諭につきましては、令和4年11月6日日曜日、同教諭の妻とともに銀行のローンカード1枚を詐取した容疑で逮捕されました。その後、以下の事実について起訴され、いずれも高知地方裁判所において自認をしております。

令和元年8月から令和3年10月頃にかけて、同教諭と妻は共謀して「メガバンクに娘が勤めている」、「カード契約のノルマがある」、「カードを作成してノルマの達成に協力

してほしいが、すぐにカードを解約するので迷惑はかけない」などのうその事実を告げ、教諭や知人、計4人から銀行のローンカード計4枚を詐取しております。

また同教諭は、息子の心臓手術費用名目で金銭をだましとろうと考え、息子が間近い時期に心臓の病気のために手術を受けた事実も、その手術費用を必要としている事実もないのに、これらがあるように装って、また国からの補助金が支払われるのでそのお金で返済するとうその事実を告げ、その旨誤信させ、令和4年6月から7月の間に同級生から計500万円を詐取しております。

2件目の県立四万十高等学校会計年度任用職員につきましては、令和5年7月20日木曜日午後3時頃、自宅で焼酎1杯をストレートで飲酒し、その後、同職員は自家用車を運転し、同校事務室に立ち寄った後、午後5時から寮での宿直勤務を開始しております。

午後9時過ぎ、同職員は寮の点呼業務を終えた後、自営業の依頼が気になり、勤務場所を離れ、自家用車を運転し顧客のもとへ向かう途中、午後9時30分頃、警察車両に停止を求められ、飲酒検知を受けたところ、同職員の呼気から基準値を超えるアルコール分が検出をされ、酒気帯び運転として検挙されています。

以上が事案の概要となります。

教職員による不祥事の根絶に向けて、勤務時間内外を問わず、全ての教職員が教育公務員としての職責を自覚し、高い倫理観や使命感を確立するための取組を、より一層進めるとともに、引き続き学校の組織力向上や風通しのよい職場づくりに努め、子供たちのために一丸となって職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 小中学校課にお尋ねをいたします。懲戒処分の内容というのは、1年間の停職ということですね。ここでお聞きしたいんですが、刑事訴訟なんかについてはどういうことになるんですか。刑事訴訟法の239条の2項で、官吏、公吏については、要はそういう犯罪があると思料されるときは告発しなければならないというような、刑事訴訟法の中の位置づけがあると思うんですが、それに対してはどのような扱いになるんですか。

◎蛭子小中学校課長 服務監督権者である黒潮町が警察に相談をしているという現状でございまして、その後、刑事訴訟等のことについてどういう動きがあったとかいうことについては、把握していないところです。

◎橋本委員 服務監督権のある地教委が、この刑事訴訟法についての行使をするかどうかを決めるんだと。だから県は関係ないんだということで理解してよろしいですか。

これ、要は有印公文書偽造もあって、私文書偽造もあって、そういう非常にやってはならない、とんでもない話をしてると思うんですよ。刑法上でいくと、多分、禁錮刑になると思うんですが、これについては、例えば高等学校の服務については県の所管です。小中

学校については地教委の判断で、というてもこれ義務ですよ。これ、どういう整理をしたらいいか教えていただけませんか。

◎明神委員長 分からなければ、よく調べた上でね。

◎蛭子小中学校課長 申し訳ございません。私自身が今そこについては十分理解できておりませんので、なお今、現在黒潮町が相談しているということにつきまして、県教委がどういうふうな手続を取っていけばいいのかということもあわせて、また確認してまいりたいと思います。

◎明神委員長 よく調べて後から。

◎橋本委員 それ調べて教えていただきたいと思う。これ、様々な事案がありますし、県もそれに対して関わっている事案もたくさんあると思うんですけども、要は地教委のことだから知らないよというわけにはいかんと思うんです。調べてみると、刑事訴訟法の239条の2項によって、官吏または公吏はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発しなければならないという、しなければならない規定なんですよ。ここはしっかりと整理をして、県教委も行使する、告発するというのを、きちっとやるかやらないかということの判断は、そういうことがあれば告発しなければならないので、やらないきゃならんということで、しっかりと意思統一しておいていただかなければ困るなと思います。その後、資料、裏づけについては私に教えていただきたいと思います。

◎明神委員長 よく顧問弁護士とも相談して、調べた上で回答を返しちゃってください。

◎西内委員 橋本委員のおっしゃったことで、告発をして、結論出してということとまた重なる部分もあるんですけども、例えば、この同じような今の懲戒処分内容に落ちついたとして、あくまで私の感覚ですけども、似たような再犯をする可能性があるんじゃないかなという懸念もあるわけなんですけれども、そういう場合に、何か適性とかスクリーニングというか、次に起こり得んことを担保するために手を尽くすのか、そのあたりはお答えできますかね。

◎蛭子小中学校課長 まずは市町村教育委員会と話をしまして、やはり教職員の資質能力に関するところだと思いますので、それについては改善研修等も考えながら、今後の動きにつなげていきたいと考えております。

◎大石委員 この方自身は令和3年、令和4年の2年間雇用してたということですか。勤務初年度が令和3年度ということですか。

◎蛭子小中学校課長 平成30年4月より県の職員として採用してございまして、令和3年より黒潮町のほうで勤務をするというふうになっております。

◎大石委員 そういう中で、令和3年度と4年度は、勤務地も職場も違うわけですよ。これ職場同じですか。

◎蛭子小中学校課長 令和3年度は、大方中学校の中にあります学校事務支援室に勤務を

しておりました、黒潮町の学校事務について、その事務支援室から支援をしていくという役割を果たしました。令和4年度につきましては学校勤務という形で、大方中学校の学校事務職員として勤務をしています。

◎大石委員 分かりました。今、職員の資質というお話がありましたけど、もちろんそれが第一義でありますし、とんでもない事案だとは思いますが、一方でこれを見ると、私費で文房具を購入したとか、ルーズなんだろうけど、ある種追い込まれてるような感じも受けるんですけども、そういう意味では、これほどルーズなことを2年間してたというのは、それ以前に平成の末からずっと雇用してるわけですから、ヒヤリハットというか、そういう兆候がなかったのか、見抜けなかったのか。そしてこの2年間この職員に対するサポートといったものが十分行われてたのか。このあたりはどうですか。

◎蛭子小中学校課長 平成30年より勤務している中でも、やはり事務処理において不適切な部分は見られました。それにつきましては、当該学校が、勤務する市町村の総括主任とあわせてサポート体制をとって、フォローをしながら資質向上に向けて取り組んできたところです。そのことにつきましては、黒潮町に異動した後も同じように、やはり学校事務を進めていく中で、サポート体制もとりながらやってきたところではあります。

◎大石委員 ということは何年間も問題があると認識して、サポートし続けたけれども、起きてしまった、防げなかったということですか。

◎蛭子小中学校課長 これにつきましては職員が、やはり指摘を受けたことについては、できるだけ改善しようとしていた中ではあったんですけども、そこが越えられない部分につきましては、どうしても隠蔽してしまうということがあって、それが分からないというような状況がございました。

◎大石委員 そういう意味では、ほかにもそういう職員がおられるのかもしれませんが、サポート体制が十分でなかったという総括をするのか、それとももうあまりにも常識を超えてひどかったということになるのか。そのあたりはどうなのでしょうね。

◎蛭子小中学校課長 サポート体制が一定できていたとは思っております。ただし、それが十分であったかと言われると、まだまだもっとできることがあったんじゃないかというふうには考えるところです。あわせて、やはり資質能力をしっかりと育成していくということも必要だとは考えております。

◎三石委員 教育長に、3つ話をしておきたいことがあります。今、3つの不祥事について報告がありました。事務処理、飲酒運転、カード詐欺。教員以前に、教員以前の問題として、社会人としてのモラルが非常に薄い。戦後、特に今から二、三十年ほど前から、おかしい事件とかいろいろ起きてますね。親が子を殺したり、子が親を殺したり、20歳過ぎの人間が殴り殺したり、本当にすさまじい事件が起きてます。これ、ずっと考えたときに、いろいろ問題がありますけれども、戦後の教育に何か問題はなかったのかなということ

思うんです。人としてどうあるべきか。そういう、学校でいえば道徳という教科もあるわけやけれども、道徳教育なんかに入力してこなかったというようなことが原因でないかと言っても過言でないと思うんですね。これが第1点ですね。全てとは言いませんよ。大いに問題があると。

それと、特に教員です。教育基本法第9条というのがあるんですね。採用になったときなんか特に、基本的なことだから採用試験なんかにも出てくると思うんですが、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」と規定されてるんです。このことから、教員は聖職者であると言っても過言ではないと。そういうことをやっぱり教えてやらないとなかなか分からない。教員ということをもっと考えないかんですね。

3点目が、たまたま不祥事、ぱっと出てきてますけれども、この不祥事は今回とか最近始まったことじゃないんです。特に、覚えてますか。平成30年度に、日教組を母体とする校長先生方の組合、高管教というのがあったんです。今解散してなくなったけれども、この高管教に属しておる校長、教頭、たくさんの管理職がおったですわ。その高管教の元書記長が、組合資金4,800万円の横領ということが発生したんです。覚えてるでしょ。大騒ぎになった。元職とか現職とか、約20名の管理職が処分されたですよ。新聞、テレビにも出ましたけどね。それを1つの契機にして、どうしたら教員の不祥事がやまるのか、不祥事の防止対策についてね、徹底して議論してるんですよ、教育長。平成30年度の第2回目の総合教育会議、ここで、どうしたらこういう教職員の不祥事防止対策としてどうすることが一番いいのかということをも、徹底して議論されとるんですね。覚えてますか。不祥事の発生状況を、平成27年度から平成30年度まで全部調べとる。学校の校種別、年齢別、性別、配偶者がおるかいないか。不祥事の発生の主な原因、組織的な取組は不十分なのか。主な原因のナンバー2、教職員個人の資質に関するもの。主な原因の3、職場環境の整備不足。徹底してやっとするの、これ。そして不祥事防止対策として、人材育成の視点に立ったチーム学校の構築、学校組織在り方検討委員会の設置とか。これ覚えとるかえ教育長。徹底してやっとするにもかかわらず、やまらない、続いている。これ、どういうことかっちゃうことよね。

本当に平成30年にやり切っとするんだけど、全然やまってこない。だからもう一度、県教委はもちろんやけれども、知事含めて、やっぱり対策を考えるべきです。そういうことを感じます。3点言わさしてもろたけれども、教育長どう思いますか。

◎長岡教育長 最初におっしゃっていただきました、人間がどういうふう生きていくべきなのかということについては、現在道徳教育が始まって以降、生き方について考える学習というのを進めております。そして現在はどうのように生きていくのか、どのような価値をどのように体現していくのか、それは教師が教え込むというよりは子供たちが考え、議

論しながら、自分たちで自分たちの生き方をしっかり見つめていこうという道德教育を進めて、生き方を見つめていくということで進めさせていただいております。

そして次の、教育基本法第9条に関わることでありますけれども、いわゆる教員の研究と修養ということに関して、やはり教員はその教科をどう教えるか、その教え方、教える技術だけを身につけるのではなくて、教員として子供たちにどういうふうに対峙していったらいいのか、その自らの姿勢を見つめ直してみるということも当然必要なことです。研修の中には当然指導技術もありますし、教員としての処し方、生き方をどうしたらいいのかということ、やはり同僚あるいは職場の中でしっかり議論をしていっていただきたいと、学校のほうにも伝えていっておるところです。

そして、最後におっしゃっていただきました、その当時の不祥事の撲滅方法について、委員もおっしゃっていただきましたように、チーム学校を進めていかなければならないということがございます。そのためには、やはり風通しのよい職場づくりというのが必要であろうと思いますし、職場の中で十分に話し合いができていのかどうなのか、言いにくいことも言えていのかどうなのかということで、職場を見つめ直すといったことが必要と思います。

あわせて、やはり教員ですので、自分たちにも厳しくあらなければならない。特に子供に対するわいせつ事案等については、これはある意味厳罰主義でいかなければならないといったことも、文部科学省のほうからも示されておるところで、そういったことについては、私たちも学校のほうにアナウンスを今しているところであります。

◎三石委員 もう繰り返しになるから言いませんけどね。学校の先生以前に、社会人として道徳性、モラルが欠如してます。特に、さっきも言いましたけれども、おかしげな事件が、教員だけでなく本当に毎日のように起こってるじゃないですか。そういうことを考えたときに、やっぱり戦後の教育は果たしてこれでよかったのかなということを私は思うんです。それが1つ。繰り返しになるけど。

それと、これは教員ですから。学校の先生は、普通の労働者と違うんですよ。聖職なんですね。私はそういうふうには押さえてます。そこらあたりをやっぱり自覚をして、教育基本法の第9条にも書かれてるでしょう。修養しなさい、研修を積んで自分自身を磨きなさいと書かれてるじゃないですか。教員の採用試験なんかでも、基本的なこと出してくると思いますけどね。面接なんかでも、恐らく聞かれると思いますよ。そういうところが欠落してる。

それと、これも繰り返しになるけれども、同じことを繰り返しやってるんですよ。私も長いことこうやって仕事をさせてもらってますけれども、数え切れないほどこんな不祥事の報告受けてますよ。そのたびに、ああまたかということも思いもって。平成30年に起こったこれは、物すごく衝撃的でしたね。高管教、日教組が母体の管理職の教職員組合の、

先生方が現職、元職含めて約20人以上やったと思うけども、処分された。大きな問題になったですわね。皆さん記憶ないですか。非常にショックやった。管理職がこんなことするんやから。4,800万円着服して、いろんなところに使って。

これではいかんということで、教育会議でやったじゃないですか。平成30年、第2回目の教育会議、徹底してやったでしょ。やったものを立派にまとめてやってるじゃないですか。これを守っておれば、こんなことが起こらないはず。けど、やまらない。それはなぜかと。そういうことも含めて、もう一度知事も関わって、総務部の部長に司会をしてもらって、もう一度どういうところに原因があって、どうすべきということを考えていただきたい。そういうことを言わさしていただいて、もう私は終わりますけど。いかがですか。

◎長岡教育長 今おっしゃっていただいたように、総合教育会議でも教職員の資質、指導力と合わせて、不祥事の防止ということについては、その具体的な方法も含めて話し合いをしていきたいと思っております。

◎はた委員 私も三石委員と1点同じ意見があります。それは知事部局、知事に関わっていただいた検証が必要だと思っております。それはなぜかという、教育長の任命責任は知事にあります。各職場の任命責任また懲戒処分の権限は、今の教育長にあります。そういう意味では、一体何が現場で起きているのか、どういうゆがみが現場にあるのか、それを徹底調査する権利、権限は教育長にあるわけです。教育長がどういう動きをするかしないかによって、また同じことが起きるかもしれないとなってくると、教育長の任命そのものがどうなのか、教育界を変えられないじゃないかということにもつながってくるかと思えますけれども、やっぱり知事にも報告を上げた上で、教育界をどう一新していくかということも徹底検証と、県民にも報告をしていただきたいと思えます。

特に、この黒潮町の処分の報告を受けて思ったのは、長期間にわたって軽微であったとしても繰り返し業務の遂行を怠るようなこと、また子供やPTAに被害に当たるようなことが起きているだとか、橋本委員が言われた公文書偽造となってくると、刑事罰の恐れもある。教育委員会としては、幅広いところで被害があっているとすると、停職1年で本当に元に戻るのか、御本人も含めてこの信頼が元に戻るのかということは、しっかり検討をしていただきたいと思えます。停職というのは、現場に戻るんですよ。県教委はこの方を教職員として認めると。停職であるけれども、教師として認めるとするわけですから、そうであるなら、どういうふうに、同じことが繰り返されない立場で仕事に戻っていただくのか、そのことも含めてきちんと、処分して終わりではなくて、その後も現場に残っていただくという判断なら、何をするのかということも報告をいただきたいと思えます。

立て続けの教育委員会の不祥事に対して、1個1個の処分、報道があったり、説明があったりしますけれども、もう今、高知県の教育委員会全体に対する県民の不信というのは、今まで以上がない不信の大きさですよ。信頼して、何か期待してということではなくて、

もう不信でしかない。それを心機一転する方法は何なのかというのを、きちんと検証していただきたい。それはお願いをしたいと思います。

◎長岡教育長 今、三石委員からも、そしてはた委員からもおっしゃっていただいたように、この不祥事問題につきましては総合教育会議のほうで、知事も含めてしっかり話し合いをしていきたいと思えます。そして、併せて当然教育委員会の中でも、これにつきましてはどうしなければいけないのか、この要因は何なのか、そして今後どうしていかなければならないのか、そういったことも今話し合いをしているところです。そういったことの内容につきましては、またこういうことをやっていくと、あるいはこういうところに大きな問題があると、その他それを解決するためにこういう方法をやっていくといったことについては、また決定後に、総務委員会に御説明もさせていただきたいと思っております。

◎寺内委員 小中学校課長、私が疑問に思うのは、この事務員の件、あつてはならんことですね。この件が、民間の会社やったらあるかもしれませんが、公務員の中で起きるときに、文書管理規程なりしっかりしたものがある中で、ここで出てくるのは、本人自身が校長の印鑑をつくった、偽造した、それだけの話で来とるんですけど、普通、まだ27歳の若手ですから、上司もおって係長なりがいる、課長なり管理職もいる。決裁をしっかりと受けていかんといかんとときに、校長の偽造の印鑑だけで本人ができるという体制に、非常に疑問を持つんですよ。まして公務員の世界ですから。上司なんかはどのように本人を監督し、特に修学旅行とかいう大事な部分ですので。本人がいろいろしておれば、当然のことながら係長がどうなつとるんやということで指摘もして行って、未然の防止はできるはずなんです。県の人事の任命権者ですけども、実情黒潮町の中のことでですけども、そのあたりの組織体制については非常に疑義を持つんですけど、その点教えていただけませんか。

◎蛭子小中学校課長 黒潮町におきましても、教育委員会、それから学校事務支援室等が指摘をしていたところなんですけれども、本人の虚偽報告なり、その偽造文書なりが見抜けなかったというところがあって、今回の事案になっています。ほかにもたくさんの業務がある中で、できているところもある中で、そういう部分が隠されていったというような状況でございます。

◎寺内委員 いや、課長、私が言わんとするのは、偽造の校長印だけという。普通は決裁を受けていくから、チェックもしていくんで、それがどうなつとるということは当然気づく。そのための決裁ですので。それがチェック機能やと思うんですよ。特にお金に関わるものというのは、連座制になりますんでね、非常に厳しくそのあたりをやっていくところもあるんで。そのあたりは学校が忙しくて、そのように直に27歳の経験浅い方がそのまま、学校長の決裁だけでいけるんか、そういった状態に疑義を持つんですけどね。

◎蛭子小中学校課長 基本、学校の職務については校長決裁のものもあれば、そうではないものもある中で行われておりまして、やはり校長自身も見抜けていないところがあった

と。そこにつきましては、教育委員会のほうからも指摘もしていたところなんですけれども、その文書も実は隠していたというような事実もございまして。校長もそこについては、気づいていなかったというようなことがございます。

◎大石委員 この四万十高校の酒気帯びの件なんですけど、酒気帯びは2つ段階があると思いますが、どちらで検挙されたんでしょうか。

◎並村高等学校課長 飲酒をした後に運転をしておって、警察に止められてというところ
で。

◎大石委員 0.15ミリグラム未満か以上かという。

◎並村高等学校課長 0.15ミリグラム以上でということになりますが、0.2ミリグラムが検知をされたというところになります。

◎大石委員 考えたくないことではあるんですけど、3時に自宅で飲んで、6時間半後という、通常は消失しててもおかしくないぐらいの時間帯なんですけれども、これはその勤務時間中に寮で飲んでたとかという可能性はないんですか。そういうことも調べた上で、今回報告いただいているということでもいいですか。

◎並村高等学校課長 当課でもそのあたりについては確認をしましたがけれども、本人はこの1杯のみであると申しております。

◎明神委員長 それでは質疑を終わります。

以上で、小中学校課、高等学校課を終わります。

〈高等学校振興課〉

◎明神委員長 次に、個人情報の不適切な取扱い事案について、高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 青色インデックス、教育委員会、総務委員会資料（報告事項）の赤色のインデックス、高等学校振興課のページをお開きください。個人情報の不適切な取扱い事案につきまして、御報告いたします。

本事案は、当課におきまして、県立高等学校16校宛てに、令和6年度の当初予算の作成に向けた依頼文書を発出します際に、誤って3名の生徒の氏名等の個人情報が記載されたファイルを、一緒に添付して発出をしてしまったものでございます。

1の個人情報の内容でございます。この誤って添付しましたファイルは、高校生が海外に短期研修に参加するに当たっての、補助金の交付決定通知でございました。この通知には、生徒の在籍学校名、学科名、学年、氏名及び補助金の交付決定額が記載をされてございました。

事案の経緯でございます。9月5日に当課の職員が、県教育委員会事務局と県立学校の教職員のみが利用閲覧できます文書收受システムというものを利用して、決裁済みとなった令和6年度の事業の予算書作成を依頼するファイルを、県立学校宛てに送ることと

いたしました。その際に、この文書收受システムの中にあります、過去に県立高等学校宛てに発出をしました文書の文面を利用して送ることを考えましたことから、過去の文書を複写し、その文面を修正して作成をいたしました。このことで、過去の文書に添付しておりました個人情報を含むファイルと一緒に添付されてしまい、それに気がつかず発出してしまったものでございます。

3の事案の対応でございますが、この文書発出後、県立高等学校の管理職から指摘を受け、誤って発出したことが判明をいたしました。すぐに該当文書の削除を行いますとともに、該当生徒が在籍する学校長へ連絡をし、また残りの学校に対しても誤発出があった旨を伝え、該当文書を開封しないよう依頼をいたしました。その後、発出先の16校に対しまして該当文書の閲覧状況等を確認しました結果、13名の教職員が閲覧をしたことと、該当文書については、ほかへの転送等がないことを確認をいたしております。

対象者への対応につきましては、9月8日に3名の生徒の保護者に連絡を行いまして、本事案の経緯についての説明と謝罪を行いました。

再発防止に向けた対応策につきましては、今回の事案の詳細について全職員で共有を図るとともに、個人情報の取扱いに関して細心の注意を払うように指導を徹底いたしました。また、文書收受システムで文書を発出する際には、過去に発出した文書を複写して使用しないこと、そして文書作成者以外の者が内容の確認を行うなどしまして、再発防止に努めてまいります。

当課の説明は以上でございます。誠に申し訳ございませんでした。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校振興課を終わります。

〈保健体育課〉

◎明神委員長 次に、令和5年度全国中学校体育大会高知県開催競技等について、保健体育課の説明を求めます。

◎前田保健体育課長 総務委員会資料（報告事項）の保健体育課、赤いインデックスの1ページをお願いいたします。令和5年度全国中学校体育大会高知県開催競技等について、御報告させていただきます。

今年8月に全国中学校体育大会が、「君の夢 四国の蒼空（そら）で 咲きほこれ！」の大会スローガンの下、四国で開催されました。

1、高知県開催競技日程等・出場者数のおり、高知県内では8月18日から25日にかけて、軟式野球、卓球、バドミントン及び相撲の4競技が、高知市、安芸市で開催され、1,800名以上の出場者による熱戦が繰り広げられました。

また2、競技役員数等のとおり、県内外の競技役員延べ2,313人、県内の生徒役員延べ1,091人の計3,404人が、大会運営に御協力いただきました。

3、傷病者数等を御覧ください。救護所で対応したのは22名でございました。擦り傷などの軽微なものが多く、病院を受診した者は5名で、内訳は記載のとおりでございます。

4、高知県の入賞者を御覧ください。陸上女子100メートルで大津中学校の岡林さん、水泳女子飛び込みの2種目で土佐女子中学校の井上さんが1位、高知県開催競技の卓球では、明德義塾中学校が男子団体及び個人で3位となるなど、ほかにも多くの中学生が優秀な成績を収めております。

5、その他（参考）を御覧ください。今大会は、地域スポーツ団体が参加できるようになった初の全国大会でございました。高知県開催競技を含め、地域スポーツ団体が出場しております。

次の、別紙1を御覧ください。日本中学校体育連盟が取りまとめました、今大会の地域スポーツ団体等の参加数の一覧となっております。協議によりばらつきはございますが、表の一番下の計の欄のとおり、男子団体では498団体中56団体、男子個人では2,247名中174名が、地域スポーツ団体からの参加となっております。また、団体の男女合計では出場総数の約11%、個人の男女合計では約8%が、地域スポーツ団体からの参加となっております。なお、今回の全中には、高知県の地域スポーツ団体からの出場はございませんでした。

全国中学校体育大会に係る報告は以上でございます。

次の、別紙2を御覧ください。あわせて、高知県中学校体育連盟に係る報道について御報告させていただきます。

1、事案内容を御覧ください。先般、高知県中学校体育連盟の前理事長、令和3年4月23日から令和5年4月13日まで在任が、連盟の管理する口座から現金68万円を引き出し、業務上横領罪で起訴され、さらに21万円を着服したとして、業務上横領の疑いで再逮捕されたとの報道がございました。括弧書きの箇所のとおり、前理事長は、令和5年度全国中学校体育大会高知県実行委員会の前事務局長でもありましたが、実行委員会の通帳からの入出金を含めた会計処理については、当課、保健体育課のほうで対応しておりましたので、横領等はございません。

2、高知県中学校体育連盟を御覧ください。高知県中学校体育連盟とは、中学校体育の振興と中学生スポーツの正常な発達を図ることを目的として設立された任意団体で、中学校各種体育大会の開催や、中学校体育に関する調査研究を主な事業としており、(3)の構成等のような規模となっております。なお常任理事につきましては、中学校校長や教諭で構成されております。

また今回の県の逮捕時点の報道を受けまして、県中体連の会計について聞き取りをしたところ、3、県中体連の会計の現状のところにありますように、通帳からの入手金及び管

理も含め、理事長のみで担当しております。別の学校に会計担当がありますが、日々の入出金については、実質的に理事長1名体制となっております。

4、県からの再発防止策の助言等を御覧ください。9月7日に、県中体連の臨時常任理事会が開催され、自分は理事ではございませんがその会にも出席し、不正等の防止のために複数人による入出金の管理や、定期的に通帳や会計書類の突合などを行うなどのチェック、県や関係団体が定期的に確認といったようなことを助言をしてまいりました。上記の具体的な方法について、当課職員が訪問し、ヒアリング及び改善策を提案しております。県中体連は任意団体でございますが、今回の事案を受け、県中体連において適切な会計事務が実施、確実に執行されるよう支援をしてまいります。

保健体育課からの報告は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎大石委員 横領のほうはともかく、この全国大会、全中なんですけれども、ちょっと細かいんですけど、相撲が県民体育館でということで、土俵もわざわざ設置してやられると思うんですけど、県内には高知市にもそうですし春野、あるいは室戸とか、いろんなところに立派な相撲場があるのに、わざわざ経費をかけてこっちで、県民体育館でやるというのはどういう理由でしょうか。

◎前田保健体育課長 1つは利便性というところと、前年度、令和4年度にインターハイも同会場で行ってございましたので、そのノウハウ等もございますので、1つはそういう観点からやっています。ただ経費につきましては、インターハイよりもいろいろ工夫をしまして、かなり経費的に抑えております。

◎大石委員 各市町村から誘致といいますか、例えば、室戸なんかは来てもらったら活性化にもなるわけですけど、来てほしいとかいうふうな話はなかったですか。令和4年のインターハイのときからそうだと思うんですけど。

◎前田保健体育課長 夏の暑いときでして、インターハイのときもやはり体育館の空調とかいうようなところがどうしても必要になってきます。そういう面で行きますと県民体育館とか、春野とかいうようなところが考えられます。

◎大石委員 なかなか相撲場って活用できてないので、こういう機会に使わなかったら、いつ使うのかなという気がするんですけど、そのあたりもまた工夫してもらえたらと思います。

もう1点、これも細かい話ですけど、全中、インターハイのときもそうだったと思うんですけども、指導者の皆さんに対する飲み物とかを入札をかけて購入してると思うんですけども、入札の仕様書を見るとポカリスエットとお茶ということで、200万円ぐらい予算を使って購入してますけれども、せっかく高知県に来る子供たちあるいは関係者に対して、高知県産品に限定して本来入札をかけて、そういうものを提供するとかということは

議論はなかったですか。

◎前田保健体育課長　そういう議論はなくて、オフィシャルスポンサーの関係で、どうしてもインターハイとかもそこを使うような形が出てきますので、このような形になっております。

◎大石委員　じゃあ変な話、そのスポンサーにお金をもらってるから、もうそういうことにするということだと思えるんですけど、お茶に関してはどこのメーカーでもいいってなって、スポンサーは関係ないと思うんですけども、これはできるだけ高知県産を出そうというふうな工夫は考えられないんですか。

◎前田保健体育課長　お茶に関しましては、やっぱり経費的なところで入札でやっておりますので、実質そういう形でのお茶の提供になっております。

◎大石委員　最後にしますけど、子供たち関係者は全国から来るわけですね。せっかくの機会に高知県のものをアピールするというのは、これは県が、地産地消・外商課とか、産振なんかが一生涯懸命やってるわけですね。だからぜひそういう大量のものを購入する、県外の人に提供するという場合には、そういった観点も今後は取り入れていただきたいなというふうに思いますので、要請だけさせていただきます。

◎明神委員長　質疑を終わります。

保健体育課を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

〈警察本部〉

◎明神委員長　次に、警察本部について行います。

議案について本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、総務参事官の説明に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎高清水警察本部長　それでは、警察本部提出の議案について御説明をいたします。提出議案は、第10号議案の宿毛警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案でございます。お手元の資料④議案説明書（条例その他）の2ページを御覧ください。

本議案は、宿毛警察署庁舎新築建築主体工事を施工するための請負契約の締結について、高知県契約条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、後ほど総務参事官から説明をさせます。

私からの説明は以上でございます。

◎明神委員長　続いて、総務参事官の説明を求めます。

◎笹総務参事官　それでは第10号議案宿毛警察署庁舎新築建築主体工事請負契約の締結に関する議案につきまして、お手元の青色インデックスの、警察本部議案補足説明資料を御覧ください。

本議案は、宿毛警察署の庁舎新築に関するものでありまして、工事名は宿毛警察署庁舎

新築建築主体工事、入札方法は総合評価方式を適用した一般競争入札、契約金額は7億3,590万円。契約の相手方は、高知市九反田の新進・田中特定建設工事共同企業体、完成期限は令和6年12月6日となっております。

契約の相手方につきましては、入札の価格及び技術力等を総合的に評価し、8月8日に落札者を決定したものでありまして、同月の29日に仮契約を締結しております。

私からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 新庁舎の建設ということで、公共施設の建設に当たっては太陽光発電、自家発電機能を持たせるということも、県政の大きな環境政策の1つにもつながってくるかと思うんですが、今回の宿毛署の新築工事に当たっては、そういった公共施設への支援制度なんかも使った太陽光自家発電装置みたいな、エネルギー対策というのはされるんでしょうか。

◎山本警務部参事官兼会計課長 太陽光発電につきましては、県内12警察署で高知東署が平成25年、南国署が27年に設置しているところでございます。この2警察署の過去の実績を見てみますと、太陽光発電によって賄える電力量は1割弱になっております。この1つの原因としましては、警察署のほうは24時間365日稼働しているということも考えられるところでありまして、ほかの部局と事業所につきましては、補助事業等を活用して導入しているところというのも聞いておりますけれども、今回宿毛署のほうは、設置は計画しておりません。今後、費用対効果とかを検証しまして、実施できるところは検証していきたいと思っております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

それでは、ほかの委員会がまだ終わってないようですので、先に意見書を議題として検討を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なし)

《意見書》

◎明神委員長 それでは次に意見書を議題といたします。

意見書案1件が提出されております。

軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書(案)が、自由民主党、一燈立志の会、公明党、自由の風から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

〈小休〉

◎ この意見書（案）に反対するものではないんですけれども、この軽油引取税に限っての減免というのはどういうわけですか。これひょっとして、6年の3月31日で切れるからということですか。

◎ これは、2年ごとか3年ごとにこの意見書は上げておって、今回、同じように期限が来て、上げるということになります。

◎ うん、それは分かるんですけど。この軽油だけではなくてね、ガソリンについても、今もう暴騰してるじゃないですか。結局、ガソリン税の中に暫定税率ってありますよね。基本的にこれと同じようなたてりを取られてるわけですよね。それについては置いといて、こっちというのは。これを減免してくれるのはありがたいがですよ。けれども何でそれはしないのという話。

◎ この意見書についての議論なんで。すみませんが、またそういう意見書を上げられたらええと思います。

◎ はい、了解です。

◎ それと提出会派として、すみません。提出先に環境大臣を追加したいと思いますが。まずは皆さんの乗る、乗れんもあると思いますけれども、この件につきましても御検討いただければと思います。

◎ ただいま御意見のありました、提出先に環境大臣を追加することに御異議ありませんか。

◎ 異議なし。

◎ それでは、意見の一致ということですね。

◎明神委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、議案採決の予定でしたが、ほかの委員会の採決が終わっておりませんので、以後の日程について協議をお願いします。

小休にします。

〈小休〉

－日程について協議－

◎明神委員長 正場に復します。

それでは、議案の採決については、明日6日金曜日、13時から行うということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それでは、本日の日程は全て終了いたしました。また、先月の県外調査について、あらかじめ事務局で取りまとめた調査出張報告書案をお手元に配付しております。11日はこの内容に係る各委員の御意見を取りまとめたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(14時12分閉会)